

第5期光市まちづくり市民協議会専門部会（案）の考え方について

1 目的

第2次光市総合計画の策定に関する協議を進めていく過程で、少人数でより専門的かつ集中的、効率的に協議するために、光市まちづくり市民協議会設置要綱第7条第1項の規定による専門部会を設置するもの。

2 専門部会の種類

光市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる4つの政策目標や「3つの都市宣言」（おっぴい都市宣言、自然敬愛都市宣言、安全・安心都市宣言）を軸にまちづくり全般を網羅する形で、3つの専門部会を設定する。

なお、「産業界」「行政機関」「大学」「金融機関」「労働団体」から総合戦略策定を中心に選任された委員については、専門部会に属さず、アドバイザーとして、全ての専門分野に横断的に関与するものとする。

(1) 教育・地域部会

教育分野全般や地域コミュニティ、人づくり等に関する分野について協議する。

（庁内関係部署：教育委員会、市民部地域づくり推進課・人権推進課）

(2) 都市・産業部会

都市基盤やまちの安全（防災・防犯）、産業活性化等に関する分野について協議する。

（庁内関係部署：建設部、環境部下水道課、水道局、総務部防災危機管理課、市民部生活安全課、消防担当部、経済部）

(3) 環境・福祉部会

自然環境、福祉・保健・医療等に関する分野について協議する。

（庁内関係部署：環境部環境政策課・環境事業課、福祉保健部、病院局）

※ アドバイザー

有識者として必要に応じて3つの専門部会に横断的に関与し、全体の調整・助言を行う。